

答 申 書

(答申第130号)

令和7年10月15日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり、福井県知事（以下「実施機関」という。）が、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和5年8月7日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ① ○○○株式会社が作成した「○○○」と題する資料（参照資料として添付する。以下「○○○」という。）の表紙には、○○○に○○○株式会社が保健所に対して説明を行った旨の記載があるが、これに該当すると思われる記録、当該保健所がその説明に基づき対応した報告徴収・文書指導及び指導等により、○○○株式会社から提出された報告文書（ただし、マニフェストは除く）ならびにそれらに関する日報
- ② ○○○に保健所が○○○株式会社に立ち入り調査を行ったが、これに関する報告徴収・文書指導及び指導等により、○○○株式会社から提出された報告文書（ただし、マニフェストは除く）ならびにそれらに関する日報

2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年9月20日付け二健第1784号により、次のとおり本件処分を行った。

（1）公文書の名称

- ① ○○○株式会社（以下「当該会社」という。）が作成した「○○○」と題する資料（参照資料として添付する。以下「○○○」という。）の表紙には、○○○に当該会社が保健所に対して説明を行った旨の記載があるが、これに該当すると思われる記録、当該保健所がその説明に基づき対応した報告徴収・文書指導及び指導等により、当該会社から提出された報告文書（ただし、マニフェストは除く）ならびにそれらに関する日報
- ③ ○○○に保健所が当該会社に立ち入り調査を行ったが、これに関する報告徴収・文書指導及び指導等により、当該会社から提出された報告文書（ただし、マニフェストは除く）ならびにそれらに関する日報

（2）公開しない理由

条例第7条第2号および第10条に該当

公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を答えること自体が、同条例第7条第2号に該当する情報である法人が行政指導を受けているかどうかを明らかにすることとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年12月13日付けで、本件処分を取り消す裁決を求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和6年3月29日付け循第1081—4号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、改めて処分することを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

（1）条例第7条第2号本文（法人等事業情報）について

当該会社は〇〇〇しており、情報公開によって、競争上の地位を害するおそれはない。

当該会社が、法令に違反して不法に有害廃棄物を投棄していた場合、仮に情報公開によって不利益を被ったとしても、正当な権利が害されたとはいえない。

（2）条例第7条第2号ただし書き（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）について

有害廃棄物の不法投棄は、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。

実施機関の弁明書では、請求公文書を不開示とすることにより保護される法人等の利益を、開示することにより保護される人の生命、健康、生活または財産への侵害が上回ることについての蓋然性は認められないとしているが、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含み比較衡量に当たるべきである。

条例には将来の蓋然性についての文言があるかはわからないが、厚生労働省の不開示情報に関する判断基準（法第5条関係）3（ただし書きロ）には将来の蓋然性を含むことが明示されている。

（3）条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

審査請求人が求める公文書の開示は、条例第7条第2号に該当しないのであるから、条例第10条に該当する余地はない。

(4) 審査請求人等の属性その他主張について

審査請求人は〇〇〇公文書の開示請求を行った。〇〇〇。

今現在も乾燥した有害物質が強風により粉塵として舞い上がっており、〇〇〇、有害物質による汚染も懸念され、これによって新たな環境汚染問題を起こす引き金になるかもしれない。

科学的な立証はＪＡ（農協）が行う毎年の穀物成分検査と農水省の不定期、無作為に行う水田土壌調査結果を得なければならないが、〇〇〇、数多くの何も知らない人たちが秘密裏に汚染される可能性に心が痛む。

公開・非公開の判断に際しては、公開請求者の属性も個別事情も考慮する必要がないのが、「条例に基づく情報公開制度」とされているが、個人の権利利益にも様々なものがあり、人の生命、健康、生活または財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた比較衡量を行うべきである。

第４ 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）について

審査請求人の主張を前提とすると、請求対象の公文書は、当該会社が保健所に対して説明したことや、説明に対し保健所が当該会社に何らかの行政指導を行ったことに関する文書であると認められる。これを公にした場合、何らかの法令違反や不適切行為により当該会社が保健所から行政指導を受けたこと、またはそうしたおそれがあったことが明らかになり、当該会社との取引を検討している者等から、当該会社が関係法令を遵守せず、あるいはこれを軽視していると評価され、当該会社の社会的評価を損なうなど、当該会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、当該会社が保健所から何らかの調査や行政指導を受けていたという事実は、本来、当該会社のみが知り得るものであり、当該会社の内部情報といえる。

一般に、法人にとって、こういった内部情報を、いつ、誰に、どのような方法で伝えるか、あるいは伝えないかについては、各法人の事業上、経営上の判断であり、これらの情報が法人の意思と関係なく公開されれば、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

加えて、当該会社は、〇〇〇（以下「当該親会社」という。）が〇〇〇出資の子会社としている法人であり、当該親会社は、〇〇〇法人（以下「当該子会社」という。）をも〇〇〇出資の子会社としている。こうしたことから、当該親会社および当該子会社（以下「当該親会社等」という。）ならびに当該会社は、社会的に同一の経済活動主体であると認識され得る。

そのため、請求公文書が公になると、当該親会社等についても、当該会社と同様に法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、県は、特定の事業者等に関して法令違反やそのおそれが疑われる情報を得たときは、緊急または重大な健康被害が懸念される場合を除き、まずは相手方の任意に基づく立入検査、報告徴収等の行政指導（以下「本件行政指導」という。）を行い、情報の真偽、違反の重大性、改善の意向等を確認するが、これらは、法的な拘束力や強制力を

有しないものの、早期の事実確認や原因究明および是正指導等のためには重要な行為である。そのため、行政処分に至らない事案の情報は一般的には公にしていない。

なお、緊急または重大な健康被害が懸念される場合や相手方の十分な協力が得られずこうした手法では改善が見込めない場合などには、強制力のある報告徴収により事実確認を行ったのち、改善命令や措置命令を発出するとともに、その旨を県のホームページ等で公表している。

しかし、「〇〇〇（審査請求人が審査請求書において「〇〇〇」と称する事案その他の請求公文書に関する事案をいう。）」に関して、県が当該会社に対する行政処分を行ったことを公表した事実はない。

法人にとって、保健所から何らかの調査や行政指導を受けていたという事実は、当該法人の内部情報と言え、法人の意思と関係なく公開されれば、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、不法に有害廃棄物を投棄しているとの審査請求人の主張のみをもって、当該会社の内部情報を県が公開してよいということにはならない。

（２）条例第７条第２号ただし書き（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）について

条例第７条第２号ただし書は、同号本文に該当する場合であっても、不開示とすることにより保護される法人等の利益と、開示することにより保護される人の生命、健康、生活または財産を比較衡量し、後者が優越する場合には公にすべきとの規定である。

（１）で述べたとおり、県は、緊急または重大な健康被害が懸念される場合には改善命令等を発出し公表する等しているが、「〇〇〇」に関して、県が当該会社に対する行政処分を行ったことを公表した事実はない。

よって、請求公文書を不開示とすることにより保護される法人等の利益を、開示することにより保護される人の生命、健康、生活および財産への侵害が上回ることについての蓋然性は認められない。

（３）条例第１０条（存否応答拒否）の該当性について

請求対象の公文書は、条例第７条第２号に該当し、請求対象の公文書の存在を明らかにすることは当該法人に対する立入検査、報告徴収、行政指導等の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

そのため、請求公文書が存在することを明らかにするだけで、当該会社や当該親会社等の社会的評価を損なうなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

（４）審査請求人等の属性その他主張について

条例に基づく情報公開制度は、公開請求者が何人であっても請求者の属性を問うことなく、また請求目的の如何を問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際してもこれらの個別的事情を考慮することなく、条例に規定する非公開情報に該当するか否かを判断しなければならない制度であるから、審査請求人の当該主張は考慮すべきでない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件公文書について

本件公開請求は、当該会社の名称を明示した上で、当該会社に対して行われた行政指導や立入検査等に関する請求である。

審査請求人の主張を前提とすると、本件公文書は、当該会社に対する通報等を受け、実施機関が当該会社に対し立入検査や監査および行政指導を行った際の聴取調書および監査結果通知等の書類であると認められる。

2 本件処分について

本件処分は、本件公文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件公文書の存否を明らかにせずに非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 産業廃棄物の不法投棄事案が発生した場合の実施機関の一般的な対応手順について

一般的には相手方の任意の協力に基づく立入調査、報告徴収等の行政指導を行い、情報の真偽、違反の重大性、改善の意向等を確認する。これらは法的な強制力を有しないものの早期の事実確認や原因究明および是正指導のために有効なものである。

行政指導は相手方の任意の協力により迅速な改善を図るものであり、行政処分でないことから、行政指導の結果、改善が図られた場合には行政指導を行ったことは原則公表していない。

なお、行政指導での改善が見込まれない場合は、改善命令や措置命令など行政処分を行うこともあり、この場合は公表する。

また、行政処分に至らない場合であっても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、公表を検討する。

4 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）の該当性について

審査請求人の主張を前提として実施機関が本件公文書を明らかにした場合、実施機関に関係者等から通報、苦情、相談等があり、当該会社になんらかの違反や不正、またはそのおそれがあることが疑われ、実施機関が当該会社に対し行政指導や立入検査等を行った事実の有無が明らかになると認められる。

また、請求の対象とされている情報は、公にされていないものと認められる。なお、行政処分は5年間公表されるが、5年を経過した場合、行政処分に係る情報は公表されなくなる。審査請求人主張の事実を前提としても相当の年数が経過していることから、公にすることにより、法人等の権利利益を不当に害するおそれがある情報に該当する。

当該会社は〇〇〇しているが、当該会社は当該親会社が〇〇〇出資した子会社である。また、当該親会社は、〇〇〇当該子会社にも〇〇〇出資している。こうしたことから、当該会社および当該親会社等（以下「当該会社等」という。）は、法的にはそれぞれ

れ別会社であるが、資本的な関係があり、実質的には社会的に同一の経済活動主体であると認識され得る。

したがって、これらの事実の有無が明らかになった場合、当該会社等に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化するなど、当該会社等の事業活動に支障を及ぼし、当該会社等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。よって、本件は、条例第7条第2号本文に該当すると判断した。

5 条例第7条第2号ただし書き（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）の該当性について

条例第7条第2号ただし書については、「情報公開法第5条第2号ただし書（条例第7条第2号ただし書に相当）は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要であると認められる情報について例外的に開示するものとしている。ここでは、不開示により保護される利益と、開示により保護される利益を比較衡量し、後者が前者に優越すると認められたときに開示が義務づけられるものと解されるが、情報公開法第5条第2号ただし書に規定する情報は、その公開により、法人等の正当な利益を害するおそれがあることを前提として、それに優越する法益を保護するために必要である場合に限り、開示に伴う不利益を、法人等に受忍させた上で例外的に開示されるものであり、このような不利益を受忍させるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要すると解するのが、ただし書という条文の構造からみても相当である。」（大阪高判平成24年11月29日判決）と解されている。

したがって、条例第7条第2号ただし書で定める公開すべき場合とは、人の生命、健康、生活等に危害を生じさせるおそれがある場合や、広範囲の被害が生じた等、事態の解決を図るための公益的必要性が、当該会社等の利益を上回ることが明らかである場合であると考えるのが妥当である。

そこで、審査請求人の主張を前提に、当審査会において実施機関に対し、近隣住民の健康被害や周辺の環境汚染等について確認したがそのような事実は確認できず、人の生命、健康等への侵害が将来に生じるような蓋然性は認められないとする実施機関の主張には、特段不自然、不合理な点は認められないことから、本件は、同号ただし書には該当しないと判断した。

6 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

通常、公文書の公開請求があったときは、実施機関は当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、情報の性質によっては、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開するのと同様の結果を生じ、ひいては非公開情報として保護すべき利益が害される場合がある。

本条は、そのような場合、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる場合について定めたものである。ただし、同条の規定は公開請求に対する応答の例外規定であるから、適用に当たっては、その妥当性を慎重に検討する必要がある。

また、本条の適用が必要な類型の公開請求に対しては、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとするものである。

そこで、法人を特定した上で行った本件公開請求について検討すると、本件公開請求の記載内容から、当該公文書の存否を答えるだけで、実施機関が当該会社に対する行政指導等の事実の有無を答えるのと同様の結果を生じ、当該会社の社会的評価を損なうおそれがある。よって、条例第7条第2号本文の非公開情報を公開することとなるものと実施機関が判断したことに不合理な点は認められない。したがって、本件公開請求は、条例第10条に該当するものと認められるため、実施機関が本件を条例第10条に該当すると判断したことは妥当である。

7 審査請求人等の属性その他主張について

情報公開制度は、何人に対しても、目的を問わず公開請求権を付与していることから、誰が請求しても同じ取扱いとすることになっている。したがって、審査請求人の個別事情は考慮されないものである。

8 まとめ

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 3 月 2 9 日	・ 諮問書の受理
令和 7 年 1 月 3 0 日	・ 審議（第1回）
令和 7 年 3 月 2 5 日	・ 実施機関による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 7 年 5 月 2 1 日	・ 審議（第3回）
令和 7 年 8 月 2 6 日	・ 審議（第4回）
令和 7 年 1 0 月 1 5 日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
島 寄 正 行	会長職務代理者
高 野 ますみ	
田 中 裕美子	
森 口 功 一	会 長
山 崎 祐美子	